

第5部 各種検査等の受け方

第1章 各種確認書の記入方法

1. 各種確認書の目的・利用法等

(1) 目的

各種確認書は、施工者が適切で円滑に以下の3事業を進めるために作成されたものである。

- ・耐震改修事業
- ・シェルター事業
- ・住替え事業

また、検査員にとっては、検査に関する共通の物差しとなり、検査を適正かつ速やかに実施するための有効な手段となっている。

(2) 利用法等

確認書は、事業別に2種類用意している。

- ・[耐震改修事業・シェルター事業]用・・・計画、中間及び完了の3確認書
- ・[住替え事業]用・・・・・・・・・・・・計画及び完了の2確認書

具体的には、計画、中間及び完了の各検査の確認書を、設計者または施工者が自ら検査（自主検査）し、それに基づいて検査員が検査していくこととしている。

自主検査欄の記入については、以下の記号を適切に利用する。

○：適合。すなわち、適切に処理されていることを意味する。ただし、検査員から訂正やより詳しい図等を求められることもあり得る。

／：該当なし。

未：未実施。「中間確認書」にのみ現れるもので、着手していない事項の場合に用いる。

2. 各種確認書の注意点等

以下、各種確認書ごとの注意点等を以下の区分に従い示す。

1、**2**・・・の箇所

：申請者、施工者等の関係者、記入手法・確認手法等に関する注意事項

①、②、③・・・の箇所

：確認事項に関する具体的な注意事項

(1) - 1 計画確認書

耐震改修、シェルター用^①

申請者		受付番号	^② — —
設計者 または 施工者	会社名 担当者 ^③	連絡先 ^④	電話 FAX

[注意点等]

- ^①：耐震改修事業及びシェルター事業の共通様式であることを示す。
- ^②：一定ルールに従ってつけられる受付番号で市町村からの「内定通知書」に記載されている。
- ^③：担当者は、耐震診断員または施工者等の登録をした者を記す（担当者は計画確認書を作成し、担当検査員との対応を主に行う者）。
- ^④：連絡を取りやすい携帯番号や検査結果を送付しやすいFAX番号を記す。

確認項目	*設計者自主検査欄【適合：○、該当なし：／】 *検査員判定欄【適合：○、不適合：×、該当なし：／】	設計者 自主検査 ^⑤	検査員 判定 ^⑥
1. 事業計画書			
(1) 設計者・施工者等の要件を満たしているか ^①			
(2) 以下の2.～8.の内容と整合しており、記入漏れ・誤記入がないか ^②			

[注意事項]

- ^⑤：主に事業計画書作成を担当した設計者が自主検査を行う欄。
- ^⑥：検査員の判定欄。訂正等を重ねて最終的には「○」が付くことになる。
- ^①：以下のことを満たしているか確かめる。
- ・設計を行う者の要件→耐震診断員または施工者等の登録者
 - ・施工を行う者の要件→施工者等の登録者
- ^②：事業計画書は関連図面・書類の総まとめとして必要事項を記入する。以下の2.～8.の内容と整合していることを確かめて記入する。

2. 見積書（写し）			
(1) 見積書の書式及び補助対象・補助対象外の区分は適切か ^①			
(2) 見積書における工事内容（工法、材種・数量・部材寸法等）は図面等と整合しているか			
(3) 見積書の内容（金額等）は妥当か *金額の大きい項目は特に注意			

[注意事項]

- ^①：見積書は、「一式」表現を極力避けた明快な書式とし、補助対象工事と補助対象外工事を分かりやすく明示する。

3. 現況写真		
(1) 住宅の全景及び補助対象工事部分の写真は添付されているか ①		
(2) 撮影箇所が判別できるか（平面図を利用し写真撮影箇所等を記入）②		

[注意事項]

- ①：耐震改修の工事着手前の写真は規定どおり適切に撮られているか確認する。
ただし、床下などに関わる現状写真はこの時点では要しない。
：スマート化事業のリフォーム工事では省エネ工事等のリフォーム工事も補助対象となるので、それらの現状写真も添付する。
- ②：改修平面図等を利用し、撮影位置と方向を明示しておく。

4. 耐震診断報告書（写し）と改修計算書（=Wee 等及びエクセル版）		
(1) 促進（又は促進技術）委員会長の押印がある耐震診断報告書（写し）が添付されているか ①		
(2) 改修計算書は設計時に判明した事項が適切に反映されているか ②		
(3) 改修計算書は妥当な劣化事象改善方法、接合部仕様及び基礎の仕様を踏まえているか ③		
(4) 改修計算書は図面等と整合しているか		
(5) 事業計画書における診断時及び改修時の評点の記載が適切か		

[注意事項]

- ①：平成26年度以前は「促進技術委員会長」の、平成27年度以降は「促進委員会長」の押印があるものの写しであるか確認する。
- ②：改修計画着手時に現場を詳しく調査することになるが、その結果診断時と劣化事象の判定や壁仕様などについて判断が変わることがある。これらに適切に対応しているか確認する。
- ③：「劣化改善工事」を行う場合は、その旨をエクセル版に記入すれば「劣化低減なし」とみなしてよいとされている。
：改修計算書における上部構造評点は、補強部の接合部仕様（Ⅰ、Ⅱ等）や基礎の仕様（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）によって低減率に差が生じ、変わることには注意。

5. 図面		
(1) 敷地内の全建物の配置が分かる配置図、各階現況平面図、改修平面図等必要な図面等が添付されているか ①		
(2) 各工事内容（耐震化工事・リフォーム工事・劣化改善工事・家具固定等）が改修平面図等に適切に示されているか ①		
(3) 補強壁仕様等（詳細図を含む）は適切に示されているか ②		

[注意事項]

- ①：いずれも適切な内容を記入した図面とする必要がある。
 ：シェルター事業の場合、耐震シェルターや耐震ベッドを設置した図が、ここでの「改修平面図」に相当する。
- ②補強壁の詳細図については、本マニュアルの他、「低コスト工法」のマニュアル等を利用して作成する。

6. 増築がある場合、適切に処理され、また、その工事費は補助対象外か①		
7. 耐震シェルター等の場合、必要な基準を満たしているか ②		
8. 感震ブレーカー、スマート化工事の資料（写し）が添付されているか		
設置予定スマート化設備名	③	

指摘事項 ①	手直し結果

[注意事項]

- ①：増築がある場合は、促進委員会の承認を得ているか確認する。なお、増築に要した費用は補助対象外となる。
- ②：耐震シェルターを設置するときは、参考資料に示す「耐震シェルター・管理チェックシート」に必要事項を適切に記入等し、検査員に提出する。
- ③：建築士会HPに載っている「スマート化工事例」を参考に、設置予定のスマート化工事の設備名称を記入する。
 （記入例 1）（5 スマートロック）5-① LIXIL：リシェント玄関ドア CAZAS +
 （記入例 2）（6 遠隔確認機能付きドアホン）6-① Pana：外でもドアホン

- ①：（右の「手直し結果」欄と共に）担当の検査員が指摘事項や手直し結果を簡潔に記載する。

(1) - 2 計画確認書

住替え用 ①

申請者		受付番号	— —
連絡先	氏名②	電話 ()	FAX ()

[注意事項]

- ①：住替え事業専用の計画確認書であることを示す。
- ②：住替え事業は、施工者ではなく申請者自らが対応する場合がある。いずれにしても検査員の質疑等に対応できる者の連絡先を記入する。

確認項目	施工者① 自主検査	検査員 判定
*施工者自主検査欄【適合：○、該当なし：／】 *検査員判定欄【適合：○、不適合：×、該当なし：／】		
1. 事業計画書		
(1) 施工者は解体業者等の要件を満たしているか ①		
(2) 以下2. ～5. の内容と整合しており、記入漏れ・誤記入がないか		

[注意事項]

- ①：住替え事業においては施工者（または申請者自ら）が記入する。
- ①：施工者は、以下の2つの要件を満たした「解体業者等」であるか確認する。
- 徳島県内に本店または営業所を有する事業所に属する者
 - 建設業許可または解体工事業登録をした事業所に属する者

2. 見積書（写し）		
(1) 補助対象・補助対象外の区分は適正か ①		
(2) 数量・面積等は図面と整合しているか		
(3) 見積もり内容は妥当か		

[注意事項]

- ①：見積書は、補助対象工事と補助対象外工事を分かりやすく明示する。

3. 現況写真		
(1) 住宅の全景写真（2葉以上）及び内部写真（主要室の2葉以上）が添付されているか ①		
(2) 撮影箇所が判別できるか（写真撮影箇所等の記入） ②		

[注意事項]

- ①：工事着手前の全景及び主要な室内写真は規定どおり適切に撮られているか確認する。
- ②：平面図等を利用し、撮影位置と方向を明示しておく。

4. 耐震診断報告書（写し）		
（1）促進（又は促進技術）委員会長の押印がある耐震診断報告書（写し）が添付されているか ①		
（2）事業計画書における診断時の評点等の記載が適切か ②		

[注意事項]

- ①：平成26年度以前は「促進技術委員会長」の、平成27年度以降は「促進委員会長」の押印があるものの写しであるか確認する。
- ②：診断時評点（耐震診断報告書の2枚目（（1）ページ）の上部）や診断員氏名等を事業計画書に記入する。

5. 図面		
（1）敷地内の全建物の配置が分かる配置図及び各階現況平面図が添付されているか ①		

指摘事項 ①	手直し結果

[注意事項]

- ①：必要な図面は以下の2つである。
- 1) 補助対象となる住宅（又は住宅の部分）と補助対象外とする住宅の部分や車庫等の建物を記入した配置図
 - 2) 補助対象部分である住宅の規模や間取りが分かる各階平面図
- ①：（右の「手直し結果」欄と共に）担当の検査員が指摘事項や手直し結果を簡潔に記載する。

(2) 中間確認書

耐震改修及びシェルター用

申請者		受付番号	— —
施工者	会社名①	担当者	連絡先

[注意事項]

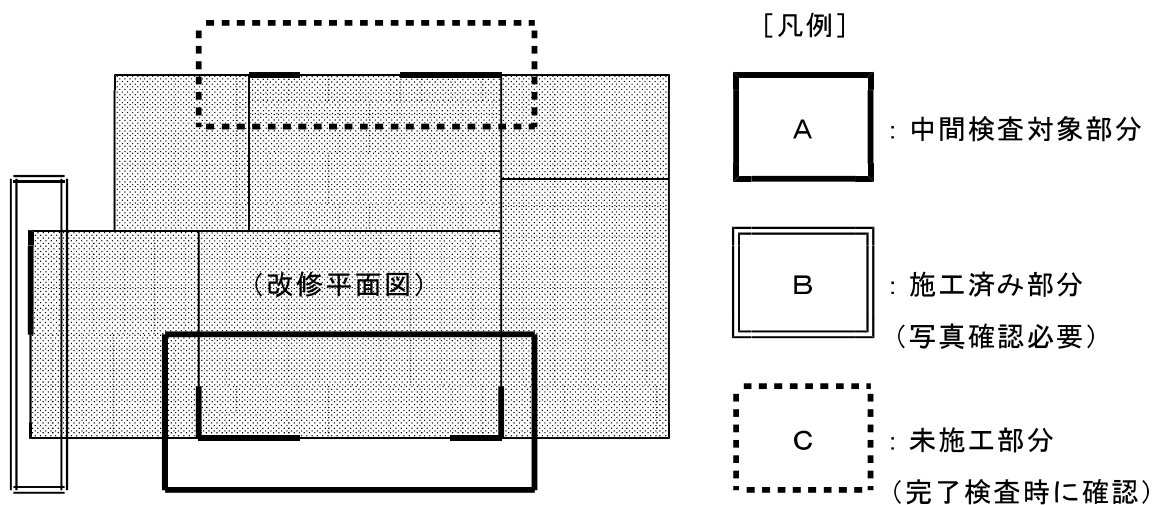
①：中間検査においては、主に施工者が検査に対応する。

確認項目 * 施工者自主検査欄【適合：○、未施工部分：未、該当なし：／】 * 検査員確認方法欄【該当する確認方法にレ】 * 検査員判定欄【適合：○、不適合：×、未施工部分：未、該当なし：／】	施工者 自主検査	検査員			判定
		確認方法（レ）			
		目視	書類	聴取	
* 中間検査用の「検査対象部分図」を用意しているか ①		/		/	

[注意事項]

①：下図のような簡略な「検査対象部分図」を、改修平面図等を基に作成し、検査前に検査員に提示する。

：劣化事象の改善工事や未施工部分等については文章で表現してもよい。



(注) — (図中)：補強工事等の補助対象工事がある中間検査の対象となる部分

A：太線部の中間検査対象部分はできるだけ広範囲にする。

B：二重線で囲う施工済み部分の工事内容は検査員に写真で確認してもらう。なお、耐震改修実績の少ない施工者等の場合などは、改修工事初期に中間検査を受ける方が望ましい。

C：点線で示した未施工部分はできるだけ小さくなるよう努める。検査時に検査員に相談するなどして適正に施工し、その状況を撮影しておき、完了検査時に確認してもらう。

1. 基礎					
(1) 基礎の補強方式①・補強範囲②等は適切か					
(2) あと施工アンカーの打ち込み位置等は適切か ③					
(3) 配筋状況（主筋・補強筋位置・種類・径・ピッチ、かぶり厚、継ぎ手・定着長さ等）は適切か ④					
(4) ホールダウン・アンカーボルトの種類・設置は適切か⑤					

[注意事項]

- ①：基礎の補強方式は第4部の参考図等を参考にして決める。
 : 基礎仕様区分を向上させる場合、幅 0.3mm 以上のクラックにはエポキシ樹脂注入工法による補修等が必要となる。
- ②：補強壁に設定した基礎仕様の区分（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を、既存のものより高位の区分に設定（ⅢからⅡへ等）する場合には、当該壁下部だけでなく周囲にも同じ基礎補強が必要となる。
 : 基礎の補強範囲は、以下のいずれかによる。
 ｲ) 補強する壁から両側の柱まで、または、半間の範囲（第4部参考図）
 ｴ) 補強する壁から両側に 1m 以上の範囲（2012 建防協マニュアルから）
- ③：あと施工アンカーについては、アンカー径、ピッチ、間隔、埋め込み深さを示す（第4部第3章の参考図参照）。
- ④：配筋状況に関しては以下のことを確認しておく。
 ｲ) 継ぎ手長さ：40d 以上 ｴ) 定着長さ：35d 以上 ｵ) 主筋：D13 以上
 ｴ) あばら筋（スターラップ）：D10 @ 300 以下／端部はフックまたは溶接
 ｵ) かぶり厚さ：ベースは 60mm 以上、立ち上がり部は 40mm 以上
 （注）ベースの厚さは 140mm 以上となる。
- ⑤：柱脚の接合金物にホールダウン金物を設置しなければならないケースは多くない（2つの面にそれぞれ接合金物を設けることで代替可能なため）。
 : ホールダウン金物を使用するとき、「引き抜き」に使用するあと施工アンカーは、全ねじボルトで掘削長は 13d 以上となる。
 : 同様に、丸鋼を使用する場合は、全ねじボルトで、縁空き寸法は 2.5d 以上必要となる。
 : 鉄筋コンクリート布基礎の場合は、鉄筋を切断しないよう注意する。
 : アンカーボルトの種類・設置状況について確認する。

2. 耐力壁 ①					
全体	(1) 設計時の既存壁の評価は適切か ②				
	(2) 各種材料の種類、寸法等は適切か ③				

[注意事項]

- ①：耐力壁については、主に補強の仕様別に確認事項をまとめている。
- ②：仕上げを除去すると改修計画時に想定していた壁仕様と異なることが判明するという事態も少なくない。
- 例 1：土塗り壁を土台から梁下までの施工と推定して補強計算を行っていたが実際は天井までの施工であるとき、再計算が必要となることがある。
- 例 2：補強計算時に考慮していなかった筋交いが発見された場合、安全側になるとは限らず、再計算が必要となることがある。
- ③：補強に用いる構造用合板、接合金物、釘及びビス等の種類及び寸法等を確認する。

筋 交 い	(3) 既存・新設筋かいの寸法・本数・位置、金物用ビスの種類等は適切か ①					
	(4) 筋交いを切り欠いていないか ②					
	(5) 筋交いと面材の受け材が絡む場合、筋交い優先か②					

[注意事項]

- ①：改修設計図及び改修計算書に対応した筋交いとなっているか、止め付け方法は適切かなどについて確かめる（第4部の参考図参照）。
- ：また、採用した金物類についてはカタログ等を準備しておくことよい。
- ②：筋交いは他の補足材（間柱、構造用合板の受け材等）に優先して取り扱う必要があり、切り欠いてはならない。

面 材	(6) 面材や接合金具の種類は適切か ①					
	(7) 面材の張り方（釘の種類・ピッチ・釘と部材の縁端距離）、受け材の取り付け方は適切か ②					

[注意事項]

- ①：認定品の面材は、カタログ等に基づき釘径やピッチなどについて確かめる。
- ②：構造用合板の取り付け方（釘径やピッチなど）については、第4部の参考図等を基に確認する。
- ：出隅部の室内側に構造用合板を張る場合などで受け材を設けるときは、その寸法や施工法に注意する。また、釘のめり込みが生じないように取り付ける。

既 存 部	(8) 補強壁内の既存の横架材の継手の補強は適切か①					
	(9) 既存の柱－横架材の接合状況は適切か（腐食等の有無を含む） ②					

[注意事項]

- ①：補強しようとする耐力壁内に存在する横架材の継ぎ手に、平金物S等での補強がなされていない場合には、継ぎ手を SM40（片面設置）等の金物で補強しておく必要がある（第4部の0参考図参照）。
- ②：既存柱－横架材の接合状態について以下の確認を行う。
- イ)補強設計時に想定した金物区分（Ⅰ、Ⅱ等）と実際のそれに違いはないか
ロ)金物が有効に働ける状態を維持できているか
- ：既存柱－横架材の接合部に腐食や緩みがある場合適切に補修していることを確認する。

接合金物	(10) 金物の種類・設置状況は適切か ①					
	(11) 金物や部材が集中している場合、納まりは適切か②					
	(12) 構造部材を切り欠いて金物を取り付けるなど、不適切な施工となっていないか					

[注意事項]

- ①：告示対応の金物Ⅰで改修設計する場合は、計画検査時にN値法による計算書の検査を受けておく必要がある。
- ②：納まりなどについて疑問が生じたときには、当該工事に取りかかる前に担当の検査員に相談・協議し、不要な手戻りがないよう心がける。

3. 屋根の改修工事は適切か ①					
4. 劣化事象の改善等の工事は適切に行われているか ②					
5. 耐震シェルター等の場合、必要な基準を満たしているか③					
6. 変更した場合の計算書・図面等は用意されているか ④					

[注意事項]

- ①：屋根の改修に関する注意事項は以下のとおり。
- イ)屋根が「重い」か「軽い」かの判断は基準法に基づく。「軽い屋根材料」の判断基準は、スレート葺きをベースに 27kg/m²以下としている。
- ロ)母屋、垂木、野地板等の下地材の補修・取り替え等についても適切に施工できているか確認する。
- ②：劣化事象の改善等に関する注意事項は以下のとおり。
- イ)「劣化改善工事」を行う場合は、劣化事象の改善だけでなく改修工事中に発見した構造的劣化部を補修する必要がある。
- ロ)腐朽部分の補修工事においては構造材に欠損が生じないよう適切に取り替えなどを行う。

- ③：耐震シェルターの設置に関しては、参考資料の「耐震シェルター・管理チェックシート」を用いて適切に対応する。
- ④：耐震改修等の工事中には計画検査時の内容を変更することが多い。その場合、変更内容を適切に反映した計算書、図面または見積書等を用意する。

(3) - 1 完了確認書

耐震改修及びシェルター用

1. から 5. までは中間検査時と同じなので注意点等は略す。

中間検査時に検査できなかった部分（未施工・未完了部分）については、完了検査時に写真等で検査員に確認してもらう。

6. 感震ブレーカー（分電盤タイプ）が設置されているか					
7. スマート化工事は適切に行われているか ①					
設置スマート化設備名(変更の場合)②					
8. 工事個所の施工前・中・後の写真 ③					
(1) 住宅の全景写真及び耐震化・スマート化・劣化事象改善・家具固定等の各工事の写真が添付されているか					
(2) 撮影場所が判別できるか（撮影箇所等の記入）					
9. 変更に関する見積書・計算書・図面は適切か（再検査）④					

指摘事項	手直し結果	変更後評点	①	
			費用	耐震化(A1)
		(様式第9号)	スマート化	② 万円

[注意事項]

- ①：スマート化支援事業は、「スマート化工事」と「リフォーム工事」から成っており、両工事が検査対象となる。
- ②：計画時のスマート化設備を変更した場合、設置した設備名称を記入する。
- ③：第5部第2章を参照し、適切な工事写真集を作成する。
- ④：中間検査時以降に変更が生じた場合は、見積書、計算書、図面が適切に変更されているか確認する。

①：（検査員が記入する欄）計画確認時と評点が変わったとき記入する。

②：（検査員が記入する欄）最終の各費用を記入する。

(3) - 2 完了確認書

住替え用

申請者		受付番号	—	—
連絡先	氏名	電話 () ・ FAX ()	

確認項目 * 施工者自主検査欄【適合：○、該当なし：／】 * 検査員確認方法欄【該当する確認方法にレ】 * 検査員判定欄【適合：○、不適合：×、該当なし：／】	施工者 自主検査	検査員			判定
		確認方法 (レ)			
		目視	書類	聴取	
1. 補助対象の住宅がすべて除却され、更地となっているか。 また、その状況の写真が添付されているか ①					
2. 建設リサイクル法に関する届出、建築基準法の除却届を 所管行政庁に提出しているか (注) ②					
3. 分別解体のマニフェスト (E票又はD票) の確認 (注) ③					
(1) 搬出先は適切か					
(2) 適切に分別解体が行われているか					
4. その他、全体を通して適切か					

(注) 建設リサイクル法に関する届出、建築基準法の除却届及び分別解体のマニフェスト (E票又はD票) については担当検査員に提示し、確認してもらう (提出する必要はない) ④

[注意事項]

- ①：敷地内に複数の建築物がある場合などは、補助対象となっている住宅の部分がすべて除却されていることを確認する。
- ②：除却工事はすべて徳島県知事宛て (実際には、それぞれの地域を所管する東部県土整備局、西部総合県民局又は南部総合県民局の建築担当) または徳島市長宛てに提出する必要がある。
- ③：施工者は、分別解体の完了書類 (マニフェストのE票又はD票) を準備しておく。
- ④：このことから検査員に提出するものは、完了確認書 (1部)、写真集 (3部) 及び変更が生じたときの関係書類等 (3部) となる。

第2章 工事写真集の作成法等

1. 写真（集）の目的等

（1）工事写真の目的

①適切な補助事業であることの証のために

：補助対象の工事内容を適切に実施したことを工事写真集で示す。

②適切で円滑な検査のために

：特に工事途中に行う中間検査において、隠蔽されている工事及び未着手部分の工事については、検査員は目視で確認できない。

：これを補うために、隠蔽部分については中間検査時に、未着工部分においては完了検査時に、検査員が上記部分の写真に基づいて検査を行う。

（2）写真撮影の原則等

1) 補助対象となる工事は、現状、工事中及び工事完了の写真撮影を、極力「定点方式」で行う。また、これらを整理して工事写真集を作成することになるので、計画的に写真撮影を行う（注）ことが重要である。

（注）計画的撮影のポイント

- ・ 予め写真集構成を想定しておく（A4版台紙に写真を3枚程度貼付）
- ・ 補助対象工事の対象部それぞれをどのような角度からどれくらい撮るかを計画する
- ・ また、詳細写真の撮り方も考えておく

2) 検査員への是正報告が必要な場合は、是正工事中及び是正完了後の写真を検査員に提示する。

2. 写真集の内容と注意点等

完了検査時に写真集に載せておく標準的な写真を、各事業別にまとめておく。

写真集は、現状（工事前）、工事中及び完了時の写真を一括したものとし、担当検査員に提出する。

（1）耐震改修事業関係

（凡例）■：写真集対象、細：左記のうち詳細写真が必要なもの（以下同じ）

		現状	工事中	完了時
全景（外観）		■全景（2面以上）	■のぼり旗設置状況	■全景（2面以上）
耐震性能向上に関する工事	1. 基礎補強（本格補強）	■補強部現状*1	■配筋状況細*2 ■コンクリート打設状況	■型枠撤去・土台等設置状況
	2. 壁補強	■補強壁面現状*3	■補強状況（補強仕様別）細*4	■復旧時の状況
	3. 屋根の軽量化	■現状（全景で代替可）	■既存瓦除去状況 ■下地材補修工事状況 ■瓦葺き工事等状況	■完成状況
	4. 劣化事象改善	■屋根現状は全景で代替可 ■内外装等現状*5	■必要に応じて下地補修工事等の状況	■完成状況
	基礎補修	■クラック現状（箇所ごと）	■必要に応じエポキシ注入工事中	■完成状況
家具固定		■対象未定は不要	—	■固定金具取付状況
感震ブレーカー		■設置予定分電盤	—	■設置状況

[注意点等]

■補強部現状*1

：外部から本格補強を行う場合は、その全景を撮影する。

：内部から本格補強を行う場合は、床解体後に撮影する（事業計画書提出時は不要）。

■配筋状況細*2

：工事範囲全体が分かる全景写真に加え、代表的な個所の詳細写真を1～2枚撮る。

：詳細写真は、以下のもので必要な場合は、テープを当てる。

①既存部の目荒らしやアンカー筋設置の状況

②主筋、アバラ筋、アンカーボルト等の状況

：[推奨] 詳細写真は、黒板に主要事項を記入して撮影する。

■補強壁面現状*3

: 工事中及び完了時の写真と対応したものとする。

■補強状況（補強仕様別）**細***4

: 工事範囲全体が分かる全景写真に加え、補強仕様別の詳細写真を次のように撮る。

①柱頭・柱脚の接合金物

: 原則としてすべて。共通する場合は最大の耐力の金物を撮るよう努める。

②筋かいの場合: 筋かい部材と端部の筋かい金物

③面材の場合: 面材全体及び釘ピッチが分かるもの(必要な場合はテープを当てる)

■内外装の対象部分の現状*5

: 壁や床の劣化事象解消部は壁補強部の写真と重複することがある。その場合は、壁補強の各写真に劣化事象改善に関するコメントを記入すれば可(工事中も同様)。

(2) シェルター事業

	現状	工事中	完了時
全景(外観)	■全景(2面以上)	■のぼり旗設置状況	■全景(2面以上)
シェルター設置等工事	■シェルター等設置室等の現状*1	■シェルター設置状況 ■基礎等の状況	■完成状況*2

[注意点等]

■シェルター等設置室等の現状*1

: 既存部との取り合い等があるので4面

: 床下状況は床解体後に撮影

■完成状況*2

: シェルター室内と周辺取り合い部(建具等を含む)

(3) スマート化事業

: 当該事業は(1)又は(2)と組み合わせないと取り組めない。従って、写真集も(1)又は(2)で必要な写真を除いて示す。

	現状	工事中	完了時
スマート化工事	■設置予定場所	—	■設置状況*1
リフォーム工事	■対象室・部位等の現状	—	■完成状況

[注意点等]

■設置状況*1

: 設置設備の内容が分かるように撮影する。

(4) 住替え事業

	現状	工事中	完了時
□補助対象工事	■解体対象住宅の 全景*1 ■主要室内部写真 *2	■解体工事中の主要写 真*3	■解体後写真*4(更地 の状況)

[注意点等]

■解体対象住宅の全景*1

: 2方向からの全景(2枚)

■主要室内部写真*2

: 主要室2室程度(2枚)

■工事中の主要写真*3

: 主要解体工程(2枚程度)

■解体後写真*4

: 補助対象建物解体後状況(更地、2枚程度)